



# 2010年1月より「特定口座(源泉徴収あり)」での 分配金と譲渡損失の損益通算が始まります

## 2010年1月1日現在のお取引口座の状況により、以下の取り扱いとなります

2010年1月以降に弊社の「特定口座(源泉徴収あり)」で公募株式投資信託等の分配金を受け取られる場合には、弊社がお客さまに代わり、分配金の年間累計額と「特定口座(源泉徴収あり)」の年間譲渡損失を計算し、実際の納付税額とすでに徴収させていただいた源泉税額の差額を還付します。

お取引口座の状況	損益通算のお取り扱い	
<b>特定口座</b> (源泉徴収あり)	2010年以降に受け取られる分配金は特定口座における損益通算の対象となります。 ※注	
<b>特定口座</b> (源泉徴収なし)	2010年末までに「特定口座(源泉徴収あり)」に変更される場合	ご変更日以降の分配金は、特定口座における損益通算の対象となります。 ※注
	2011年以降に「特定口座(源泉徴収あり)」に変更される場合	特定口座における損益通算を行うためには「源泉徴収選択口座内配当金受入開始届出書」の、投資信託口座開設店へのご提出が必要となります。
<b>一般口座</b>	確定申告が必要となります。	

※注) お客さまによる確定申告は原則不要となります。なお、特定口座における損益通算をご希望されない場合につきましては「源泉徴収選択口座内配当金受入終了届出書」の、投資信託口座開設店へのご提出が必要となります。



### ご注意ください

- 損益通算の対象となるものは公募株式投資信託の譲渡損と分配金です。
- 損益通算の対象となる分配金を「特定口座(源泉徴収あり)」で受け取られますと、同口座において譲渡損がない場合にも同年中は「源泉徴収なし」への変更ができなくなります。
- 2009年分につきましては、確定申告による損益通算のみが対象です。
- 今後税制等の変更があった場合には、ここに記載の内容と変わることがあります。具体的な税務申告等については、事前に税理士等の専門家にご相談ください。

## 投資信託購入にあたってのご注意

### ■ 主な費用（スルガ銀行でお申込みの場合）

- **お申込手数料**：お申込価額（約定時の基準価額×お申込口数）に所定の手数料率を乗じて得た額がかかります。ファンドによっては手数料のかからないものや、解約時にかかるものがあります。お申込代金は、お申込価額にお申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税を加算した金額です。料率の上限は、3.15%（税込）です。
- **信託報酬**：純資産総額に所定の年当たりの率を乗じて得た金額を信託財産から差し引きます。料率の上限は、年率2.2075%程度（税込）です。また、信託報酬率はファンドによって異なりますが、信託報酬に加えて、監査費用や有価証券等の売買手数料等の諸費用およびこれに付随する消費税が差し引かれます。
- **信託財産留保額**：ファンドを換金する際に、手数料とは別に費用として信託財産に繰り入れられるもので、換金時の基準価額に所定の料率を乗じて得た額となります。ファンドによっては差し引かれないものもあります。料率の上限は、0.5%です。
- かかる費用の合計額は、上記の「お申込手数料」、「信託報酬」、「信託財産留保額」の各項目に記載された費用の合計額となります。

### ■ 主なリスク

- ファンドは、実質的に国内外の株式や債券および不動産等を投資対象としますので、組み入れた株式や債券等の価格の変動や、株式および債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また外貨建て資産については為替相場の影響を受けるため、投資元本を割り込むことがあります。この他に「新成長国市場への投資に伴う（カントリー・リスク）」などがあります。これらのリスクは、お客さまご自身が負担することとなります。

### ■ ご留意点

- 投資信託は預金とは異なり、預金保険制度の対象商品ではありません。
- 当社にてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金による一般顧客に対する支払いの対象商品ではありません。
- 投資信託は、元本・分配金が保証されている商品ではありません。
- お申込みに際しては、最新の「投資信託説明書（目論見書）」、「契約締結前交付書面（目論見書補完書面および手数料に関する書面）」の内容を必ずご確認ください。お客さまご自身でご判断ください。当社の本・支店の投資信託取扱窓口や「ダイレクト投資信託」にてご覧いただけます。
- 一部の投資信託には、海外市場の休業等の影響により、ご購入や換金のお申し込みができないことがあります。
- 当社は投資信託のご購入、換金のお申し込みを取り扱う「販売会社」となります。投資信託の「設定・運用」は投資信託委託会社、「信託財産の管理」は信託銀行が行います。